

# 沖縄県既存建築物耐震改修認定等事務取扱要領

(平成 22 年制定)

[改正] 平成 26 年 4 月 1 日

[改正] 令和 3 年 4 月 1 日

## (目的)

**第 1** この要領は、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号。以下「法」という。）第 7 条から第 12 条までに規定する計画の認定等に関する手続き、事務処理方針を定め、事務を円滑に進めることを目的とする。

また、法に基づく諸手続きについては、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「省令」という。）に定めるもののほか、沖縄県既存建築物耐震改修促進要綱（以下「要綱」という）及びこの要領に定めるところによるものとする。

## (安全性に関する報告及び指示)

**第 2** 法第 15 条第 2 項及び建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（平成 7 年政令第 429 号。以下「政令」という。）第 8 条に規定する特定既存耐震不適格建築物について、法 15 条第 4 項の規定による報告を求める場合は、特定既存耐震不適格建築物報告請求書（様式第 1 号）により行うものとする。

2 法第 15 条第 4 項の規定による報告は、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する報告書（様式第 2 号）に必要な書類及び図面を添付して知事に行うものとする。

3 法第 15 条第 4 項の規定による指示は、特定既存耐震不適格建築物の地震に対する安全性に関する指示書（様式第 3 号）により行うものとする。

## (事前協議)

**第 3** 法第 17 条第 1 項の規定に基づき計画の認定を申請する者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ、その計画の協議を行うものとする。

2 前項の規定により協議をしようとする者は、耐震改修計画認定事前協議書（様式第 4 号）に次に掲げる図書を添えて、知事に提出するものとする。

(1) 認定申請書の写し

(2) 法第 17 条第 2 項に掲げる事項を記載した図書

(3) 省令第 28 条に掲げる様式及び図書

(4) その他知事が必要と認めるもの

3 前項の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認めるときは、前項に掲げる書類の全部若しくは一部を省略し、又は変更することができる。

## (評価機関の判定等)

**第 4** 計画の認定を円滑に進めるため、申請者は、認定申請書の提出に先立ち、当該計画に係る耐震性能について、要綱第 2 条第 2 項に規定される評価機関においてあらかじめ判定を受け、耐震改修事業の内容が法第 17 条第 3 項第 1 号の規定による耐震関係規定又は国土交通大臣が定める基準に適合している旨を証する書面（以下「耐震判定書」という。）の交付を受けるものとする。

2 前項の評価機関は、別表 1 に定める。

3 第 1 項の判定を受ける場合は、別表 2 の判定の範囲に応じて掲げられている評価機関で実施するものとする。

## (認定申請)

**第 5** 申請者は、法第 17 条第 1 項の規定により認定申請書を行うときは、省令第 28 条に定める認定に係る申請書及び添付図書に、次の各号に掲げる図書等を添えて、その正本

1 部及び副本 1 部を作成し、知事に提出するものとする。

- (1) 耐震改修計画概要書（様式第 5 号）
- (2) 建築士免許証の写し
- (3) 耐震診断技術者登録証の写し
- (4) 第 4 第 1 項に規定する耐震判定書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、知事が必要と認める図書等

#### （消防長の意見）

**第 6** 法第 17 条第 3 項第 4 号に規定する耐火建築物に係る制限の緩和に関し、消防長の意見を求める場合、及び同条第 5 項の規定による消防長の同意等を求める場合には、耐震改修計画に関する同意要望書（様式第 6 号）により行うものとする。また、消防長の同意は耐震改修計画に関する同意書（様式第 7 号）によるものとする。

#### （建築主事の同意等）

**第 7** 法第 17 条第 4 項（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事の同意は、建築主事同意書（様式第 8 号）により行うものとする。

2 法第 17 条第 10 項後段（法第 18 条第 2 項において準用する場合を含む。）の規定による建築主事への通知は、計画認定通知書（様式第 9 号）により行うものとする。

#### （計画等の変更）

**第 8** 法第 17 条第 3 項の規定により認定を受けた者（以下「認定事業者」という。）は、当該計画を変更しようとする場合には、あらかじめ、耐震改修計画認定事前協議書（様式第 3 号）により協議するものとする。

2 法第 17 条第 3 項に基づき認定された建築物（以下「計画認定建築物」という。）の耐震改修工事が終了する前に認定事業者に変更があった際には、名義変更届（様式第 10 号）を知事に届け出るものとする。

3 省令第 32 条に基づく軽微な変更該当する際には、軽微変更届（様式第 11 号）を知事に届け出るものとする。

4 法第 18 条第 1 項の規定による認定の申請は、変更認定申請書（様式第 12 号）に、当該申請に係わる認定通知書及び変更部分を示す図書を添付するものとする。

5 法第 18 条第 1 項の規定による認定をしたときは、変更認定通知書（様式第 13 号）により通知するものとする。

#### （認定できない旨の通知）

**第 9** 知事は、申請のあった計画（計画の変更を含む。）を認定しないことを決定したときは、認定できない旨の通知（様式第 14 号）を申請者に通知するものとする。

#### （状況報告の徴収）

**第 10** 法第 19 条の規定による認定建築物の耐震改修の状況についての報告の徴収は、認定建築物の耐震改修状況報告請求書（様式第 15 号）により行うものとする。

2 前項により報告を求められた者は、認定建築物の耐震改修状況報告書（様式第 16 号）に必要な書類及び図面を添付して知事に報告するものとする。

#### （改善命令）

**第 11** 法第 20 条の規定による改善命令は、認定建築物改善命令書（様式第 17 号）により行うものとする。

#### （計画の認定の取消し）

**第 12** 法第 21 条の規定による計画の認定の取消しは、認定取消通知書（様式第 18 号）により行うものとする。

(認定申請の取下げ)

第 13 申請者が計画の認定を受ける前に当該認定の申請を取下げようとする場合は、認定申請取下げ届(様式第 19 号)を知事に提出するものとする。

(工事の取りやめ)

第 14 認定事業者が認定を受けた建築物の工事を取りやめようとする場合は、工事取りやめ届(様式第 20 号)及び認定通知書を知事に提出するものとする。

(着手届及び完了報告)

第 15 認定事業者は、計画認定建築物の耐震改修工事に着手した際には、工事着手届(様式第 21 号)に改修工事の工程表を添付し、知事に提出するものとする。

2 認定事業者は、計画認定建築物の工事が完了した場合は、工事完了報告書(様式第 22 号)を知事に提出するものとする。

3 前項の規定は、耐震改修計画の認定が建築基準法第 6 条第 1 項、又は同法第 18 条の規定に該当するものについては、同法第 7 条、又は同法第 18 条が適用されるものとする。ただし、検査済証には耐震改修計画の認定によるものである旨、存続する既存不適格事項及び耐火建築物に係る制限の緩和の内容を明記するものとする。

4 知事は、第 2 項に規定する工事完了報告書の提出を受けたときは、計画認定建築物の工事が認定を受けた計画に従って行われているかどうかを確認し適切である場合又は前項の規定により、検査済証の交付を受けている場合は、工事完了確認通知書(様式第 23 号)によりその旨を通知するものとする。適切でないと認める場合は、認定事業者に対し、その改善に必要な措置をとるよう求めるものとする。

(台帳整備)

第 16 事務処理の経過について、計画認定台帳(様式 24 号)に記載し、保存するものとする。当該台帳保存は永年保存とする。

附 則

この要領は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 26 年 6 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 (評価機関)

(1)	社団法人沖縄県建築士事務所協会 判定委員会
(2)	社団法人沖縄県建築士事務所協会 専門部会
(3)	特定非営利活動法人沖縄県建築設計サポートセンター

別表 2 (沖縄県建築物耐震改修計画の認定に係る評価機関の判定の範囲)

	判定の範囲	評価機関
(1)	現行建築基準法の耐震関係規定への適合の確認及び平成 21 年国土交通省告示第 2072 号による場合	別表 1 (2) から (3) に掲げる機関
(2)	住宅及び共同住宅並びに兼用住宅で、延べ床面積 500㎡未満かつ 3 階建て以下の建築物で (1) の方法以外の場合	別表 1 (2) から (3) に掲げる機関
(3)	(1)、(2) 以外の場合	別表 1 (1) に掲げる機関